

民事訴訟手続関係資料

民事訴訟手続の流れ（概要）

労働関係民事事件の概況

少額訴訟の概況

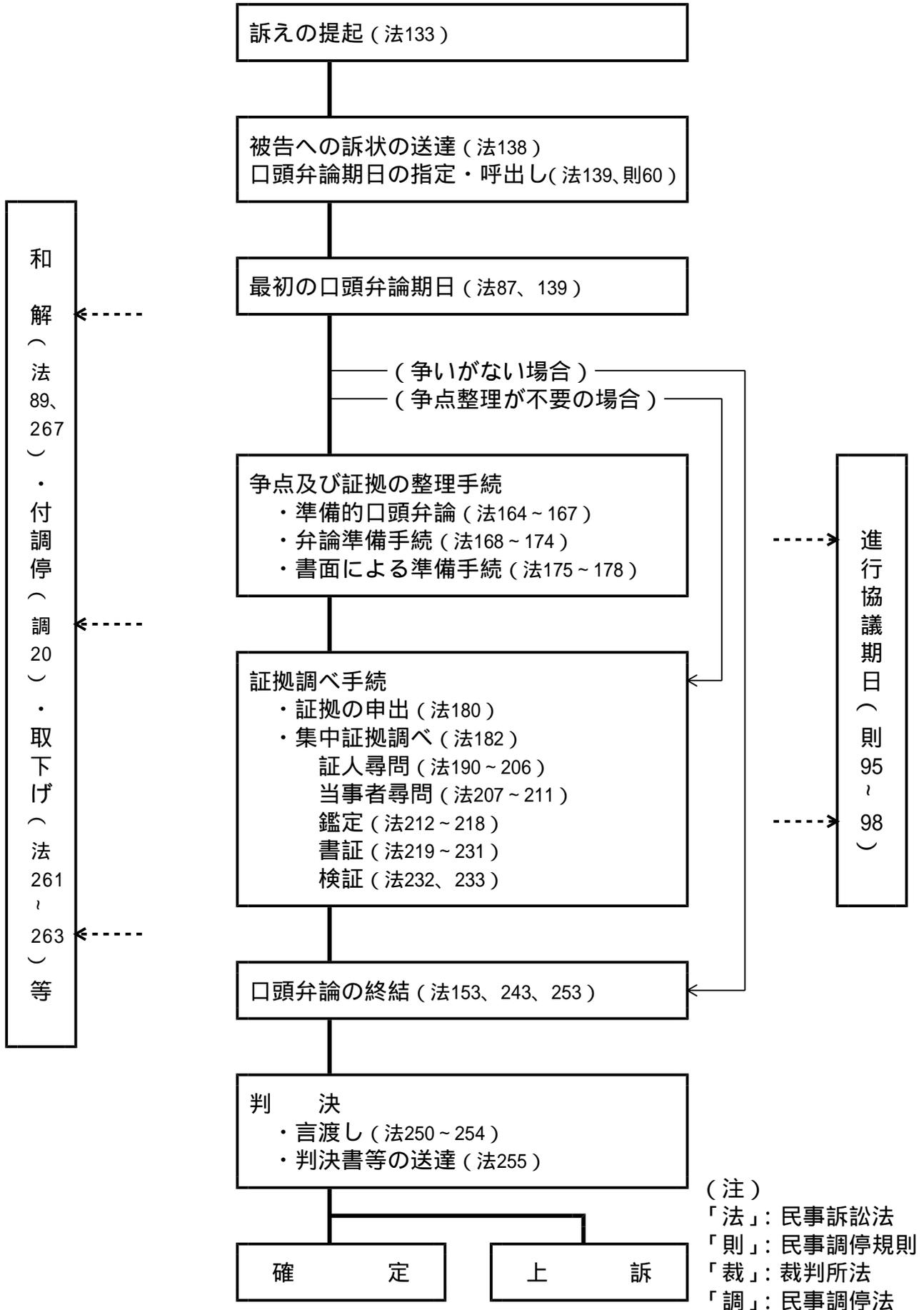
訴状の様式

- ・ 簡易裁判所に「給料支払請求の訴え」を起こしたい方のために（最高裁判所）
- ・ 簡易裁判所の訴状の様式例（最高裁判所）
- ・ 簡易裁判所の訴状の様式例（東京簡易裁判所）

少額訴訟等の実情

- ・ 少額訴訟の利用状況（金融・商事判例別冊「少額訴訟 - 理論と実務 - 」）
- ・ より利用しやすい一般市民間の紛争解決システムを求めて（判例時報1747号）

民事訴訟手続の流れ（概要）



労働関係民事事件の概況

1. 労働関係民事通常訴訟事件

・ 新受・既済件数及び平均審理期間（全国地裁）

年 度	新受件数	既済件数	既済事件の平均審理期間(月)
平成 3年	6 6 2	6 6 9	2 0 . 3
4年	8 9 2	7 4 6	1 8 . 5
5年	1 , 3 0 7	9 9 6	1 4 . 9
6年	1 , 5 0 7	1 , 2 3 0	1 5 . 0
7年	1 , 5 5 2	1 , 4 6 3	1 4 . 0
8年	1 , 5 2 5	1 , 5 4 7	1 5 . 6
9年	1 , 6 5 6	1 , 5 8 6	1 5 . 4
1 0年	1 , 7 9 3	1 , 7 0 8	1 3 . 0
1 1年	1 , 8 0 2	1 , 9 1 4	1 4 . 5
1 2年	2 , 0 6 3	2 , 0 9 2	1 3 . 6
1 3年	2 , 1 1 9	2 , 0 9 4	1 3 . 5
1 4年	2 , 3 2 1	2 , 2 1 0	1 2 . 0

（注：平成14年は概数値）

2. 労働関係仮処分事件

・ 新受・既済件数及び平均審理期間（全国地裁）

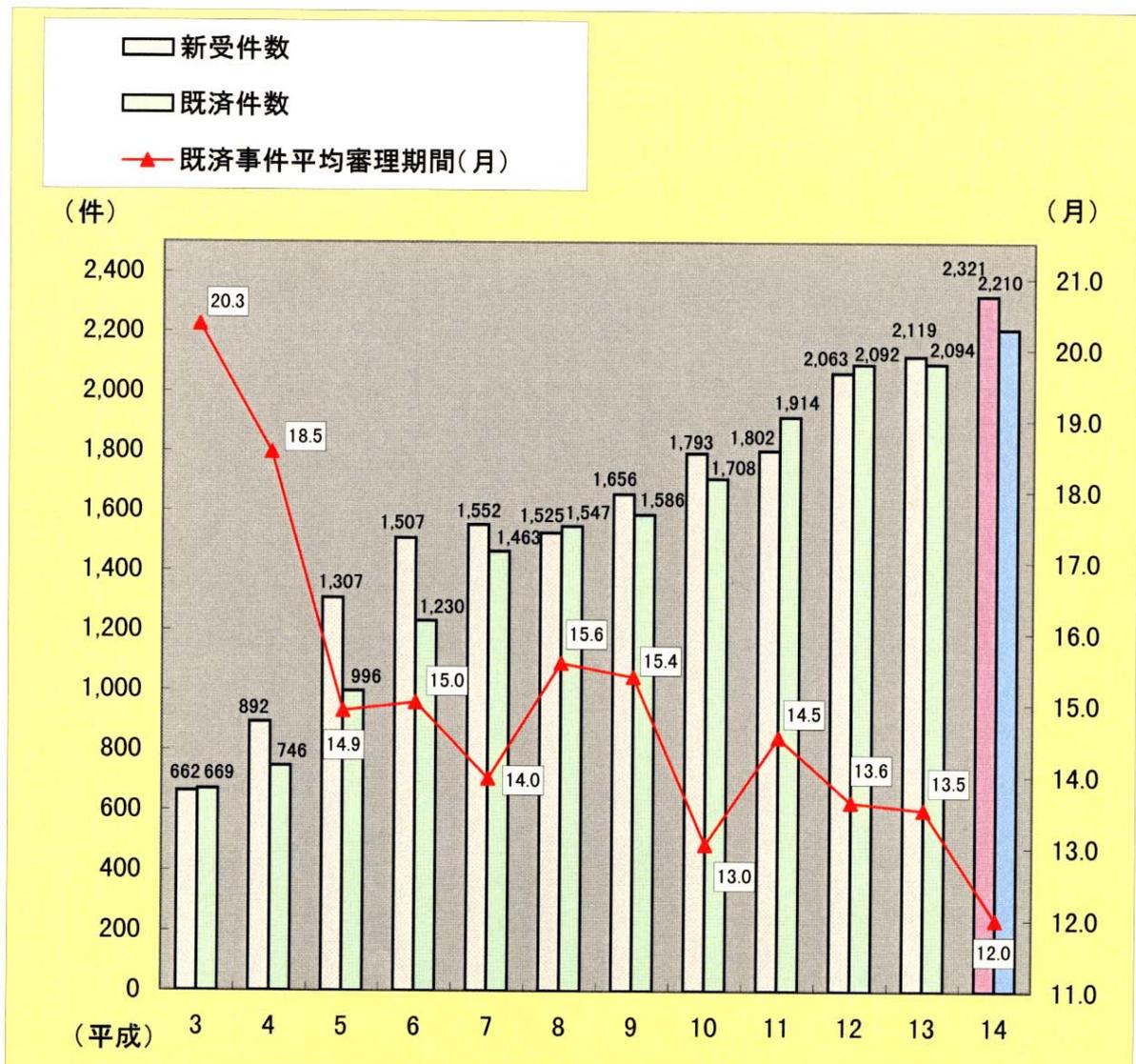
年 度	新受件数	既済件数	既済事件の平均審理期間(月)
平成 3年	3 9 2	3 7 7	4 . 9
4年	4 8 5	4 7 8	4 . 6
5年	6 4 2	5 8 8	3 . 7
6年	8 0 4	7 4 6	3 . 7
7年	6 9 6	7 5 3	4 . 2
8年	6 8 6	6 8 4	4 . 0
9年	7 0 5	6 9 8	4 . 4
1 0年	7 9 2	7 6 1	3 . 5
1 1年	8 1 5	8 5 3	3 . 7
1 2年	6 8 2	7 0 0	3 . 8
1 3年	7 0 8	7 0 7	3 . 7

〔資料出所：最高裁判所調べ〕

労働関係民事通常訴訟事件の新受・既済件数及び平均審理期間
 (平成3年～14年) - 全国地裁 -

年度	新受件数	既済件数	既済事件平均審理期間(月)
平成3年	662	669	20.3
4年	892	746	18.5
5年	1,307	996	14.9
6年	1,507	1,230	15.0
7年	1,552	1,463	14.0
8年	1,525	1,547	15.6
9年	1,656	1,586	15.4
10年	1,793	1,708	13.0
11年	1,802	1,914	14.5
12年	2,063	2,092	13.6
13年	2,119	2,094	13.5
14年	2,321	2,210	12.0

(平成14年は概数値)



少額訴訟の概況

- 少額訴訟の事件数及び平均審理期間（全国簡裁）

年 度	新受件数	既済件数	既済事件の平均審理期間(月)
平成10年	8,348	-	1.5
11年	10,027	-	1.6
12年	11,128	-	1.6
13年	13,504	13,205	1.6
cf.通常訴訟 (平成13年)	305,711	301,997	2.0

〔資料出所：「平成13年 司法統計年報」等〕

簡 易 裁 判 所 に
「給料支払請求の訴え」を起こしたい方のために

1 はじめに

この用紙は、会社が給料をきちんと払ってくれないとか、会社を辞めさせられたが未払給料を払ってもらえず困っているというような場合に、簡易裁判所に提出する「訴状」を比較的簡単に作れるように工夫したものです。

しかし、訴状は、あなた自身が作るものですから、そのことを念頭に置いた上で、この説明書及び裏面の記載例をよく読んで作成してください。

なお、簡易裁判所に訴えを起こせるのは、請求金額(訴額)が90万円以下の場合で、さらに、少額訴訟手続が利用できるのは、請求金額(訴額)が30万円以下の場合です。ので、ご注意ください。

2 訴状の作り方

この用紙は3枚複写になっていますので、ボールペンで強く書いてください。記入が終わったらあなたの言い分どおりの内容になっているかどうかをよく確認し、内容に間違いがない場合には、次の要領で訴状を完成させてください。

- (1) 各ページをはがし、A3の大きさの用紙(白色)についてはA4の大きさになるように2つ折りにして、同じ色の用紙を組み合わせて左端をホチキスでとめます。
- (2) 訂正箇所(抹消部分を含む。)があるときは、訂正印を押してください。

なお、1ページ目のあなたの氏名の右側に認め印(会社の場合は代表者印)が押してあるか、確認してください。

- (3) 訴えを起こす場合には、申立手数料と被告(相手方)の呼出しなどを行うための郵便料金が必要です。申立手数料については、簡易裁判所の窓口を確認の上、手数料相当額の収入印紙を訴状(白色)の「収入印紙貼付欄」に貼ってください。手数料額の目安については、別表をご覧ください。郵便料金については、この訴状を提出する簡易裁判所の窓口を確認の上、所要額を郵便切手で納めてください。

3 裁判所へ提出するもの

- (1) 裁判所には白色と黄色の2組を提出してください。白色のものが裁判所で保管する分、黄色のものが被告(相手方)へ送付する分で、青色のものはあなたの控えになります。
- (2) あなた又は被告(相手方)が会社であるときは、その会社の商業登記簿謄本(又は登記事項証明書)が1通必要になりますから、その会社の所在地を管轄する法務局から交付を受け、訴状と一緒に裁判所に提出してください。

4 訴訟手続の概略

備付けのリーフレット(「ご存じですか?簡易裁判所の民事訴訟」や「ご存じですか?簡易裁判所の少額訴訟」など)をご覧ください。

☆裁判所に来られるときは、訴状に押した認め印を必ず持参してください。なお、ご不明な点があれば、最寄りの簡易裁判所の窓口でお尋ねください。

記載例

あなたの申し立てる事件が30万円以下の金銭の支払を求めるもので、紛争の解決に少額訴訟手続を利用したい場合には、この□をレ点でチェックし、本年中に同じ裁判所においてあなたが少額訴訟による審理及び裁判を求めるのは今回で何回目なのかを空欄に書いてください。

訴 状

事件名 給料支払請求事件
少額訴訟による審理及び裁判を求めます。本年、この裁判所において少額訴訟による審理及び裁判を求めるのは / 回目です。
簡易裁判所 御 中 平成 / J 年 2 月 2 日

訴状の作成日

あなたに対して裁判所から書類を送る場合にどこに宛てて送ってほしいか、希望する場所(送達場所)の□をレ点でチェックして届け出てください。以後あなたに対する書類はこの届出場所に宛ててお送りすることになります。

あなたの勤務先に書類を送ってほしい場合には、「勤務先」の□をレ点でチェックし、勤務先の名称とその住所を書いてください。

あなたの住所でも勤務先でもない場所(例えば、あなたのお父さんの家など)に書類を送ってほしい場合には、「その他の場所」の□をレ点でチェックし、「原告等との関係」の部分に「父の家」などとあなたとその場所の関係を書き、その住所を書いてください。

あなたの住所、氏名、電話やファクシミリがある場合にはその番号を書き、氏名の横にあなたの認め印を押してください。

原告 (申立人)	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
	氏 名 甲 野 太 郎 (甲野)
送達場所等の届出	原告(申立人)に対する書類の送達は、次の場所に宛てて行ってください。 <input checked="" type="checkbox"/> 上記住所等 <input type="checkbox"/> 勤務先 名 称 〒 住 所 TEL - - - <input type="checkbox"/> その他の場所(原告等との関係) 〒 住 所 TEL - - -
	原告(申立人)に対する書類の送達は、次の人に宛てて行ってください。 氏 名
被告 (相手方)	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 住 所(所在地) 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
	氏 名(会社名・代表者名) 〇〇〇〇株式会社 代表者 代表取締役 乙 山 二 郎 TEL 〇〇〇- 〇〇〇- 〇〇〇〇 FAX 〇〇〇- 〇〇〇- 〇〇〇〇
勤務先の名称及び住所	

被告(相手方)の住所、氏名、電話やファクシミリの番号が分かっている場合にはその番号を書いてください。被告(相手方)が会社であるときは、商業登記簿謄本(又は登記事項証明書)を見て、会社の所在地、会社名、代表者の氏名を書き、また、電話やファクシミリの番号が分かっている場合にはその番号を書いてください。

上記の届出場所においてあなたの代わりにあなた宛の書類を受け取るべき人(送達受取人)を届け出る場合には、この□をレ点でチェックし、その人の氏名を書いてください。この届出をすると、以後あなたに対する書類は送達受取人に宛ててお送りすることになります。

被告(相手方)の勤務先の名称や住所、電話番号が分かっているならば、その範囲で書いてください。

この欄は、簡易裁判所の窓口でお尋ねください。

訴訟物の価額	円	取扱者
貼用印紙額	円	
予納郵便切手	円	
貼用印紙	裏面貼付のとおり	

未払給料について遅延損害金の支払を求める場合には、この□をレ点でチェックしてください。給料が支払われることになっていた日の翌日や仕事を辞めた日の翌日から遅延損害金の支払を求める場合には、上の□をレ点でチェックし、その日付を書いてください。被告（相手方）がこの訴状を受け取った日の翌日から求める場合には、下の□をチェックしてください。遅延損害金の率は、原則として、仕事を辞めていない場合、給料が支払われることになっていた日の翌日から支払済みまで年6パーセント、仕事を辞めた場合、仕事を辞めた日の翌日から支払済みまで年14.6パーセントです。

「請求の趣旨」とは、あなたが求める裁判のことです。

被告（相手方）に請求する金額を書いてください。

「訴訟費用」とは、申立手数料や裁判所を通じて被告（相手方）などに送った書類の郵便料金や証人に支払う旅費・日当などのことです（弁護士費用は含まれません）。

この事件の判決が確定する前に判決の内容に基づいて強制執行をしたいときには、この□をレ点でチェックしてください。

被告（相手方）と給料について約束したことを、該当する□をレ点でチェックしたり、又は空欄に数字を書くなどして、書いてください。

給料の額は、扶養手当などの諸手当を含む金額で、税金などを引かれる前のものを書いてください。

あなたが支払を求める未払給料の期間と合計金額を書いてください。

金額は、手取額ではなく、税金などを控除する前の支払額を書いてください。

証拠となる給与等支払明細書を持っている場合には、この□をレ点でチェックし、その写し（コピー）を2通作成して、訴状と一緒に提出してください。

他に証拠となる書類等があれば、この□をレ点でチェックして空欄にその書類等の名称を記載し、その写し（コピー）を2通作成して、訴状と一緒に提出してください。

被告（相手方）がどのような商売をしているのかを書いてください。

あなたが被告（相手方）のところでしていた仕事（又はしている仕事）を簡単に書いてください。

あなたが働いていた期間を書いてください。まだ辞めていないときは「平成 年 月 日まで」を空欄にしておいてください。

被告（相手方）が支払をしない理由など被告（相手方）の言い分や、この紛争について他に参考になることを書いてください。

あなた又は被告（相手方）が会社のときには、商業登記簿謄本（又は登記事項証明書）が必要ですから、会社の本店、支店の所在地の法務局で交付を受け、この□をレ点でチェックして、訴状と一緒に提出してください。

請求の趣旨	1 被告は、原告に対して、次の金員を支払え。
	<p>金 87,500 円</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>上記金額に対する <input checked="" type="checkbox"/>平成 12年 8月 26日 から支払済みまで <input type="checkbox"/>訴状送達の日 年 14.6 パーセントの割合による金員</p> <p><input type="checkbox"/></p>
紛争の要点（請求の原因）	2 訴訟費用は、被告の負担とする。 この判決（ <input checked="" type="checkbox"/> 及び仮執行の宣言）を求めます。
	<p>1 被告は <input checked="" type="checkbox"/> 不働在 業を営むものである。</p> <p>2 契約の内容</p> <p>(1) 仕事の内容 ダイレクトメールの宛名書きや書類のコピー等</p> <p>(2) 給料 <input type="checkbox"/>月給 <input type="checkbox"/>日給 <input checked="" type="checkbox"/>時給 金 700 円</p> <p>(3) 支払期日 <input checked="" type="checkbox"/>毎月 25日 <input checked="" type="checkbox"/>当月 20日締め</p> <p>3 働いていた期間 平成 12年 6月 1日から平成 12年 8月 20日まで</p> <p>4 未払給料 平成 12年 7月 21日から平成 12年 8月 20日まで <input type="checkbox"/> 月分 <input type="checkbox"/> 日分 <input checked="" type="checkbox"/> (2.5 時間分) の給料</p> <p style="text-align:right">合計金 87,500 円</p>
添付書類	<p>その他の参考事項 資金繰りが苦しいから待ってくれとのことだったが、その後私に忘れていたなどと言って払ってくれません。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>給与等支払明細書 <input type="checkbox"/>商業登記簿謄本（登記事項証明書）</p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>

(別表)

申立手数料額一覧表

(円)

訴 額	～5万	～10万	～15万	～20万	～25万	～30万	～35万	～40万	～45万
手数料	500	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000	3,400	3,800	4,200
訴 額	～50万	～55万	～60万	～65万	～70万	～75万	～80万	～85万	～90万
手数料	4,600	5,000	5,400	5,800	6,200	6,600	7,000	7,400	7,800

(注) 訴額とは、被告（相手方）に請求する金額のことです。利息と遅延損害金は含まれません。

例えば、8万7500円の給料支払請求の訴えを起こす場合の訴額は8万7500円となりますから、手数料は1,000円となります。

(問い合わせ先)

ご不明な点やお分かりにならない点がありましたら、簡易裁判所の窓口にお気軽にお問い合わせください。

訴 状

事件名 給料支払請求事件

少額訴訟による審理及び裁判を求めます。本年、この裁判所において少額訴訟による審理及び裁判を求めるのは 回目です。

簡易裁判所 御 中 平成 年 月 日

原告 (申立人)	〒 住 所							
	氏 名	印						
	TEL	-	-	FAX	-	-		
送 達 場 所 等 の 届 出	原告(申立人)に対する書類の送達は、次の場所に宛てて行ってください。							
	<input type="checkbox"/> 上記住所等							
	<input type="checkbox"/> 勤務先 名 称							
	〒 住 所					TEL	-	-
	<input type="checkbox"/> その他の場所(原告等との関係)							
	〒 住 所					TEL	-	-
	<input type="checkbox"/> 原告(申立人)に対する書類の送達は、次の人に宛てて行ってください。							
	氏 名							
被告 (相手方)	〒 住 所(所在地)							
	氏 名(会社名・代表者名)							
	TEL	-	-	FAX	-	-	-	
勤務先の名称及び住所								
TEL							-	-

訴訟物の価額		円	取扱者
貼用印紙額		円	
予納郵便切手		円	
貼用印紙	裏面貼付のとおり		

<p>請求の趣旨</p>	<p>1 被告は、原告に対して、次の金員を支払え。</p> <p style="text-align: center;">金 円</p> <p><input type="checkbox"/>上記金額に対する { <input type="checkbox"/>平成 年 月 日 } から支払済みまで <input type="checkbox"/>訴状送達の日翌日</p> <p>年 パーセントの割合による金員</p> <p><input type="checkbox"/></p> <p>2 訴訟費用は、被告の負担とする。</p> <p>との判決 (<input type="checkbox"/>及び仮執行の宣言) を求めます。</p>
<p>紛争の要点 (請求の原因)</p>	<p>1 被告は 業を営むものである。</p> <p>2 契約の内容</p> <p>(1) 仕事の内容</p> <p>(2) 給料 <input type="checkbox"/>月給 <input type="checkbox"/>日給 <input type="checkbox"/>時給 金 円</p> <p>(3) 支払期日 <input type="checkbox"/>毎月 日 (<input type="checkbox"/>月 日締め) <input type="checkbox"/></p> <p>3 働いていた期間</p> <p>平成 年 月 日から平成 年 月 日まで</p> <p>4 未払給料</p> <p>平成 年 月 日から平成 年 月 日まで <input type="checkbox"/>月分 <input type="checkbox"/>日分 <input type="checkbox"/>時間分) の給料</p> <p style="text-align: right;">合計金 円</p> <p>その他の参考事項</p>
<p>添付書類</p>	<p><input type="checkbox"/>給与等支払明細書 <input type="checkbox"/>商業登記簿謄本 (登記事項証明書)</p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>

訴 状

【事 件 名】

貸金 売買代金 請負代金 敷金返還 賃料 賃金

解雇予告手当 損害賠償（物損） 入会預託金返還 マンション管理費

損害賠償（原状回復費用〔建物〕）

請 求 事 件

少額訴訟による審理及び裁判を求めます。本年，私がこの裁判所において少額訴訟による審理及び裁判を求めるのは 回目です。

平成 年 月 日

原 告

印

東京簡易裁判所 御中

収 入 印 紙

訴 額 円

手数料 円

印 紙	円	印
予納郵券	円	

受 付 印

原告 当事者の表示

住所 〒

氏名

TBL - - FAX - -

電話番号 - -

原告に対する書類の送達は、次の場所に宛てて行ってください。

上記住所等

勤務先住所 〒

名称

TBL - -

その他の場所（原告との関係)

住所 〒

TBL - -

原告に対する書類の送達は、次の人に宛てて行ってください（送達受取人）。

氏名

被告

住所 〒

氏名

TBL - - FAX - -

電話番号 - -

(勤務先) 次のとおり

不明

住所 〒

名称

TBL - -

(賃 金)

請 求 の 趣 旨	
1	請求額 金 円
□ 2	遅延損害金 上記1の金額に対する□平成 年 月 日 □訴状送達の日 の翌日 から支払済みまで年 パーセントの割合による金員

紛 争 の 要 点		
1	労働契約日	平成 年 月 日
2	基 本 給	□月給□日給□時給 金 円
3	諸 手 当	(交通費等) □月額□日額 金 円
4	支 払 日	□毎月 日締め, □当月 日払い □翌月 日払い □賃金締切日の定めなく, 毎月 日払い
5	未 払 期 間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
6	5の期間の賃金合計	金 円
7	支払済みの額	金 円
8	退 職 の 日	平成 年 月 日
9	そ の 他	
10	添 付 書 類	□就業規則□平均月収の算出の根拠になる計算書 □給与・賞与等の支払明細書□求人広告 □交通費内訳明細書・タイムカード □

(解雇予告手当)

請求の趣旨	
1	請求額 金 円
<input type="checkbox"/> 2	遅延損害金 上記1の金額に対する <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 訴状送達の日 の翌日 から支払済みまで年5パーセントの割合による金員

紛争の要点		
1	労働契約日	平成 年 月 日
2	賃 金	<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input type="checkbox"/> 時給 金 円
3	支 払 日	<input type="checkbox"/> 毎月 日締め, <input type="checkbox"/> 当月 日払い <input type="checkbox"/> 翌月 日払い <input type="checkbox"/> 賃金締切日の定めなく, 毎月 日払い
4	解雇予告の日	<input type="checkbox"/> なし (即日解雇) <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日
5	解雇の日	平成 年 月 日 (予告の日の翌日から解雇の日まで 日間) …a
6	平均賃金の 計算期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで (日間) …b
7	上記期間内の 賃金総額	金 円…c
8	解雇予告手当 の計算	$\frac{c \text{ 金}}{b \text{ 日}} \text{ (銭位未満切捨)} \times (30 \text{ 日} - a \text{ 日間})$ =解雇予告手当金 円 (1円未満四捨五入)
9	そ の 他	
10	添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 就業規則 <input type="checkbox"/> 平均月収の算出の根拠になる計算書 <input type="checkbox"/> 給与・賞与等の支払明細書 <input type="checkbox"/> 求人広告 <input type="checkbox"/> 交通費内訳明細書 <input type="checkbox"/> タイムカード <input type="checkbox"/>

第1部 少額訴訟制度の概要

2 少額訴訟の利用状況

長野地方・家庭裁判所長・判事
（前東京簡裁司法行政事務管理判事）

雛形要松

少額訴訟の新受事件は、新民訴訟施行前のほとんどの予想を
超えた年間八三四八件という多数にのぼり、二年目もさらに増
加する傾向にある。事件の類型としては、敷金返還、売買代金
貸金等、請負代金、損害賠償（非交通事故関係）、交通事故損
害賠償（物損）、貸金、賃料、管理費、解雇予告手当、立替金
など、一般の市民生活上生じやすい紛争にかかる請求が多い。

原告の三人中二人が個人であり、また、株式会社や有限会社
であっても、いわゆる小規模個人会社が多い。原告が弁護士に
訴訟委任している事件は少なく、九割以上の圧倒的多数の事件
が本人訴訟となっている。こうした原告は、訴訟をするのが初
めて、裁判所に来るのも初めてという人が多い。テレビ放映な
どのマスコミ報道を含む数々の宣伝を通して、少額訴訟の提起
の具体的な方法についての知識が急激に広まり、かつ、裁判所
職員の対応が親切で一般の市民が自分独りでも少額訴訟がやれ
るという感触がより一層知れ渡りつつある。

少額訴訟は、一万円に満たない費用で、かつ、定型訴状用紙

の利用などにより、提訴が容易であるためあって、被告の債
務の弁済期から少額訴訟提起時までの期間は、例えば、①敷金
返還請求では、買借物件明渡時から三か月以内に約六〇％、三
か月超〜六か月以内に約二〇％が提訴しており、②賃金等請求
では、最近の未払賃金の支払期日から三か月以内に約六一％、
三か月超〜六か月以内に約二二％が提訴しているなど、かなり
速やかに少額訴訟の提訴に踏み切っている場合が多い。

東京簡裁では、一期日審理の原則にきわめて忠実な少額訴訟
手続の運用が行われており、審理に二期日以上を要した事件は
約二％にすぎない。

少額訴訟手続終了までに要した期間も、東京簡裁の場合、和
解または判決により終結した事件については、訴え提起からその
終局までの日数は、平均四一・四日（六週間たらず）であった。

以上のような利用状況は、わが国の少額訴訟が新民訴訟の規
定の趣旨に沿っておおむね順調に定着しつつあることを意味し
ているといえよう。

一 少額訴訟事件の新受
件数

当事者に少額訴訟の手続の選択権を与え
たものの、一期日審理の原則による審理で
は原告といえども立証が成功裡になし得る
か不確実な場合が少なくないと見込まれる
にもかかわらず、判決に対しては控訴が禁
止される仕組みであるから、どれくらい
の少額訴訟事件が提起されるか、新民訴訟
の施行前には、ほとんど確たる予想が困難
であった。しかし、蓋を開けてみると、平成
一〇年の一年間に、【表1】に掲げるよう
に、全国で、八三四八件の提訴があった
（最高裁事務総局民事局調べ）。

東京簡裁の調べでは、同簡裁における新
受件数は、一四七一件であり、全国の六分
の一強の多い受理となった。毎月の内訳は、
次のとおりである。

一月	二月	三月	四月	五月	六月
三一	一〇四	二二	一三	二五	一四九
七月	八月	九月	一〇月	十一月	十二月
二六	三三	一〇五	五八	四七	三五

全国でも、東京簡裁でも、毎月の平均受
理件数は、下半期の方が多くなっており、
全国では上半期が一月当たり六〇二件、
下半期では七八九件であり、東京簡裁では
上半期が一月当たり一〇六件、下半期で
は一四〇件であった。二割方の増え方であ
る。新民訴訟の施行前にも、テレビ放映を
含むマスコミ報道があったが、平成一〇年
二月のテレビ番組をはじめ、同年中の複数
回に及びテレビ放映などのマスコミ報道に
より、少額訴訟の提起の具体的な方法につ
いての知識が急激に広まり、かつ、裁判所
職員の対応が親切で一般の市民が自分独り
でも少額訴訟がやれるという感触がより一
層知れ渡ったようにうかがわれる。

平成一一年の一月から三月までは、東京
簡裁の新受事件は、第一年目の同期よりも
増加しており、全国的にも、前年の同期を
上回る新受事件が見られるようであり、第
二年目は、全体として、増勢の見込みであ
る。

二 新受事件の種別

1 請求の類型上の種別

どのような種類の請求につき少額訴訟が
提起されているかについては、地域により
多少の相違が見られる。東京地裁管内の簡
裁分と大阪地裁管内の簡裁分について、そ
の内訳と両者の比較とを示したものが【表
2】である（最高裁事務総局民事局調べ）。

東京と大阪とを比較すると、東京では、
敷金返還が断然トップの一六％であるのに
対し、大阪では、敷金返還は四％にすぎず、
一番多いのは売買代金で一四％、二位が貸
金の二二％となっている。東京では、貸金
は、八％で七番目位であって、さほど多く
ない。東京では、損害賠償（非交通事故関
係）及び請負代金が大阪よりも相当多い点
が目につく。

東京簡裁における一年間の新受事件一四
七一件の内訳を詳しく見ると、次のとおり
である。

事件の種類	件数	全体に対する割合
敷金返還	二五五	一七・三％
売買代金	一七三	一一・八％
賃金等	一五四	一〇・五％
請負代金	三三七	九・三％

事件の種類	件数	全体に対する割合
敷金返還	一三三	一三・八%
貸金・返還金	八六	一五・三%
交通事致損害賠償 (物損)	五七	一〇・二%
請負代金	三九	六・九%
貸金	三八	六・八%
建物明渡し	三七	六・六%
売買代金	二六	四・六%
精算手当手当	二四	四・三%
損害賠償		

これらの類型の新受事件の割合については、前述の市民紛争事件処理の実績(平成六年九月から平成九年一月までの間三年三か月分)の結果が参考になる。この三年三か月の間に五五八件の市民紛争事件が選別されて処理されたが、類型として多かった事件の種類を順次掲げてみよう。

項目	金額	割合
立替金	三九	二・六%
解雇手当手当	四二	二・九%
賃料・管理費	一〇二	六・九%
貸金	一〇	七・五%
交通事致損害賠償 (物損)	一八	八・〇%
損害賠償	二八	八・七%

【表1】少額訴訟事件数(平成10年)

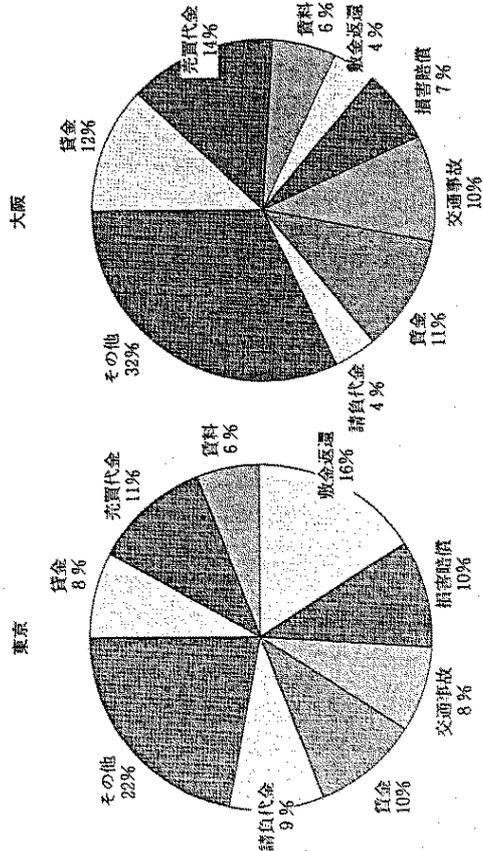
地域別	新受												1月からの累計		
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	新受	既済	未済
全国	204	488	683	645	712	870	856	758	712	820	757	833	8,348	6,819	1,529
東京	34	108	132	120	134	161	170	146	117	168	159	149	1,598	1,333	265
横浜	8	23	47	36	48	52	36	33	42	41	43	48	457	356	101
神奈川	6	21	32	37	29	43	31	23	35	47	55	402	285	117	
千葉	4	12	20	26	22	25	18	25	21	34	44	27	278	209	69
水戸	3	6	14	12	9	10	11	5	8	11	9	14	112	89	23
宇都宮	6	4	10	13	10	8	7	2	11	9	11	14	105	79	26
前橋	0	1	7	2	7	11	6	11	2	9	11	7	74	59	15
静岡	3	11	8	8	11	22	20	22	19	14	16	10	164	139	25
甲府	3	5	5	9	8	7	5	1	4	1	2	2	52	49	3
長野	3	5	6	4	9	13	17	11	14	15	11	15	123	103	20
新潟	3	11	9	11	9	8	20	9	12	6	12	105	119	105	14
大阪	20	40	72	44	63	91	62	73	50	83	59	58	715	556	119
京都	11	23	15	16	33	28	32	24	17	32	26	24	281	225	56
神戸	7	8	13	16	19	23	21	20	22	16	28	219	175	144	44
奈良	1	3	9	7	3	9	2	9	2	3	7	4	59	48	11
大津	0	3	4	1	5	4	3	6	2	3	4	1	36	31	5
和歌山	3	2	10	1	5	7	11	3	2	6	5	8	63	50	13
名古屋	8	40	51	46	40	60	61	44	34	36	41	46	507	446	61
津	3	9	11	14	6	14	13	7	13	9	19	9	129	108	21
岐阜	1	6	7	8	7	12	11	11	16	14	17	14	124	96	28
福井	4	4	3	5	6	7	5	12	6	6	7	11	76	61	15
金沢	4	7	9	10	7	14	9	7	3	6	8	9	81	80	11
富山	2	3	5	5	2	8	4	4	3	11	6	5	58	45	13
石川	9	13	16	21	10	16	22	26	20	23	21	30	227	175	52
福井	0	3	6	5	3	4	7	6	12	6	10	9	71	50	21
山口	2	10	4	4	12	14	14	14	17	8	8	7	112	92	20
徳島	5	6	0	2	4	5	5	1	5	8	1	2	44	41	3
香取	2	0	1	3	2	3	2	6	6	3	1	6	35	26	9
松江	8	19	38	38	49	39	37	42	35	42	29	53	429	346	83
福岡	0	5	2	0	4	9	10	7	13	4	9	9	72	59	13
佐賀	2	2	10	6	11	7	2	6	7	9	2	9	73	57	16
長崎	1	5	11	6	1	3	2	5	7	2	4	6	53	42	11
大分	1	1	6	4	7	6	7	7	2	12	13	8	74	61	13
熊本	0	3	2	8	6	8	11	9	8	3	7	73	60	13	
鹿児島	10	7	15	16	19	14	13	17	19	10	7	13	160	137	23
那覇	1	2	1	2	5	8	7	11	4	6	4	4	55	46	9
仙台	2	9	13	10	10	19	11	5	6	10	10	12	118	96	22
福島	1	2	6	8	9	13	35	7	10	14	7	5	117	104	13
山形	1	1	3	4	9	8	6	6	11	7	6	5	67	55	12
盛岡	0	2	5	4	5	4	4	6	7	6	2	8	53	42	11
秋田	1	5	5	6	4	0	5	5	5	7	1	4	48	41	7
青森	0	3	6	4	4	4	5	7	4	6	7	2	10	58	45
札幌	13	8	15	14	18	23	17	13	16	18	18	29	202	157	45
函館	1	2	2	2	2	0	1	3	5	3	2	3	27	24	3
旭川	1	2	8	6	2	1	3	3	10	6	3	3	48	44	4
釧路	3	4	8	4	3	14	5	5	9	4	4	3	66	60	6
帯広	0	7	4	1	5	7	5	4	5	3	8	4	53	44	9
徳島	0	7	3	7	3	2	10	7	8	4	1	2	54	51	3
高知	1	4	3	9	6	5	9	9	8	2	5	7	69	60	9
高松	2	1	3	1	4	4	5	3	9	7	3	6	48	37	11

注 本表の既済及び未済の事件数には、通常移行した事件を含む。各数値は、概数である。

【表2】少額訴訟事件の事件類型別申立件数(東京、大阪)(平成10年12月31日現在)

	貸金	売買代金	賃料	敷金返還	損害賠償	交通事致	賃金	請負代金	その他	合計
東京	126	170	101	257	159	127	144	356	1599	
大阪	84	103	44	27	78	72	31	225	715	
合計	210	273	145	284	210	199	175	581	2314	
構成比	9.08%	11.80%	6.27%	12.27%	9.08%	8.60%	10.24%	7.56%	25.11%	

(注) 各数値は、概数である。



(非交通事故関係)	三三	三・九%
賃料・借賃	二〇	三・五%
立替金	八	一・四%
その他	六八	二二・一%

両方を通じて敷金返還請求事件の多さが注目されるが、少額訴訟制度発足後は相対的な割合の減少が見られる。賃金等請求事件及び交通事故損害賠償(物損)請求事件についても、ほぼ、同様の現象が見られる。

売買代金及び請負代金は、市民紛争事件としては、被告が出席せず欠席判決になる可能性が高いという経験から市民紛争事件としてはさほど多くは選別されなかったが、少額訴訟事件としては、原告がかなりの高い割合で選択をしている。これらの原告の中には、後記のように、これまで弁護士費用がまかなえずかつ自ら提訴の方法が分からないため付け付いた少額売掛金債権を放置し置き取り戻してきた小規模個人会社はかなり含まれている。そして、また、売買代金または請負代金の請求事件では、少額訴訟の手続でも、後記のとおり、欠席判決となる割合がやはり多いが、欠席判決であっても裁判所から被告に対して原告主張どおりの金額の支払を命ずる言渡しを得たこと自体に満足感を示す原告と、それは満足ではあるがそれだけでは被告からの現実の支

払が受けられないため強制執行の手続にも連動する少額債権紛争解決の制度を設けてほしいと求める原告とが現れてきている。

損害賠償(非交通事故関係)請求事件が少額訴訟では市民紛争事件の処理の実験当時よりも大幅に増えた。市民紛争事件としては、一、二回の期日では審理を終わることが困難等の理由で裁判所側の選別が少なかった経緯があったが、少額訴訟制度では原告に手続の選択権が認められているので、新受事件数が五審目に多い類型となった。同じ損害賠償(非交通事故関係)の請求でも、不法行為に基づく損害賠償請求と契約・約定不履行に基づく損害賠償請求とは、審理手続の展開が異なる様相を呈することが多いし、後記のとおり、現実にも、不法行為損害賠償請求のうちのある種の請求については、原告が少額訴訟の手続を選択しても、被告の申述により、または職権により通常の手続に移行する例が少なくない。

「その他」として一括した件数は、少額訴訟事件でも市民紛争事件でもいろいろな種類の金銭請求が含まれているが、少額訴訟事件の方が種類としても多種多様であり、全体に対する割合でも多くなっている。すなわち、少額訴訟の制度が発足したことにより、訴えの提起に至った事案が現れ出し

たことがうかがわれる。

市民紛争事件の処理の実験では建物明渡請求事件も選別されたが、少額訴訟制度では対象事件が金銭請求事件に限られたため、少額訴訟事件の内訳に出てこない。少額訴訟の制度発足後も、市民紛争事件の処理手続が引き続き行われるべき対象事件の一つの典型的な類型といえよう。

2 請求金額の多寡の区別

ところで、東京簡裁の前記の新受事件の請求金額の多寡の区分は、次のとおりである。

請求金額	件数	割合
一〇万円未満	二五一	一七・一%
一〇万円以上 一〇〇万円未満	五五六	三七・八%
一〇〇万円以上 三〇〇万円まで	六六四	四五・一%

一〇万円未満の請求金額の事件の合計が半分以上となっており、後記の弁護士に提訴の委任をした事件の割合がきわめて少ないことを考え合わせると、これまで訴訟を提起するには弁護士に依頼する必要があると思っただがその有する債権の金額が少なく弁護士費用もまかなえなかった者のうち、相当多数の者が本人訴訟として少額訴訟を

提起しているように見られる。

ところで、請求の類型別では、請求金額の多寡の区分は、かなりの差異が見られる。例えば、敷金返還請求では、家賃七、一四万円で敷金二か月分預け入れたが、明渡し後も家主側が返還してくれないという訴額が一〇〇万円以下の事件(原告は〇しもの人数含まれる独身勤労者が多い)の合計が六八%に達する。逆に、損害賠償(非交通事故関係)請求では、一〇万円以上三〇〇万円までの事件が全体の約六六%に及んでいる。

三 原告の状況

東京簡裁の新受事件一四七一件のうち、自然人が原告となっている事件は、九四六件(約六四%)であり、株式会社、有限会社、信用金庫、事業共同組合、管理組合法人等の法人または破産会社の管財人(以下「法人等」という)が原告となっている事件は、五二五件(約三六%)であった。つまり、原告の三人に二人が個人である。その上、株式会社や有限会社であってもいわゆる小規模個人会社が多く、その営業に係る売掛金(売買代金や請負代金)の回収のためにその営業主とかその営業ないし経理

担当の従業員が裁判所に提訴に来た例が少なくない。管理組合法人が原告である場合は、マンションの管理費の滞納者である区分所有者を相手にその支払を請求した場合が多く、管理組合の代表者(理事長、組合長など)個人が裁判所に提訴の手続にくる例がほとんどである。

以上のような原告である個人や個人会社の営業主などは、訴訟をするのは初めて、裁判所に来るのも初めてという人が多い。受付相談センターなどの担当職員は、来庁者や原告から、「少額訴訟という制度ができて、自分でも裁判ができる」と聞いて来た。「この制度がなければこの訴訟をすることはなかった。裁判所に来ることもなかった。」「今までは、これ位の金額の売掛金が払ってもらえなくても、弁護士費用も出ないし、自分たちじゃ訴訟の仕方も分からないので、放っておくしかなかったが、今度、簡易裁判所に行けば、少額訴訟を起こす方法を教えてくれるという話を聞いたので、請求書や帳簿を持って来た。」などという言葉をよく聞かせる。少額訴訟制度の発足については、最高裁判所のパンフレット、東京簡裁などの簡裁民事手続案内サービス(電話による音響情報受信、ファクシミリによる文字情報受信)、少額訴訟紹介ビデオなど

により情報が伝達されているほか、新聞、テレビ、ラジオ、ミニコミ、弁護士会、警察、区役所などの相談窓口、労働基準監督署、労政事務所、消費者相談センター、交通安全協会、税務協会などにおける紹介等で相当に広く情報が広まっており、また、すでに少額訴訟を経験した者その他からの口コミも見逃せないようである。提訴の方法その他につき、東京簡裁の受付相談センターなど簡裁の窓口へ行って職員に聞けば教えてくれることも、情報として一緒にいき渡りつつある。

四 原告が弁護士に訴訟委任した事件の割合

訴え提起時に原告が弁護士に訴訟委任している事件は、東京簡裁の一四七一件中一〇二件(六・九%)にとどまる。九割以上の圧倒的多数の事件が本人訴訟となっている。

法人等が原告である前記の五二五件についても、弁護士が提訴の手続をした事件は、七七件にすぎない。ちなみに、原告が弁護士に訴訟委任した一〇二件を請求金額の多寡の区分に応じて分類すると、次のとおりである。

請求金額の区分	件数	割合
一〇万円未満	一五	一四・七%
一〇万円以上 二〇万円未満	三九	三八・三%
二〇万円以上 三〇万円未満	四八	四七・一%

前記の新受事件全体についての請求金額の多寡に従った区分の割合と近似しており、弁護士に委任するかどうかは当該紛争における原告の請求金額の多寡とはさほどの関連がないようである。

また、司法書士に少額訴訟の訴状等の作成を委託した原告の割合がどれほどか興味をもたれるところであるが、東京簡裁としては、正確な判断資料を入手するに至っていない。

五 同一原告の利用回数 制限

少額訴訟による審理及び裁判を求めるところができる回数(利用回数)については、同一の簡易裁判所においては同一の年に一〇回までという制限が設けられており(法三六八条一項後書、規則三三三条)、原告は、少額訴訟の提起の際の申述において、当該訴えを提起する簡易裁判所におけるその年

に少額訴訟による審理及び裁判を求めた回数を届け出なければならない(法三六八条三項)。東京簡裁では、この届出は、よく守られている。東京簡裁の新受事件一四七一件の原告中、二回以上少額訴訟を提起した者は、七九名であった。その内訳は、制限いっぱいの一〇回利用した者が一名、七回利用の者が六名、四回利用の者が五名、三回利用の者が九名、二回利用の者五六名となっている。

同一原告により複数回利用された事件の類型は、売買代金請求で一〇例、貸金・借受債権請求で一〇例、請負代金請求で八例、賃料請求で七例などとなっている。消費者金融業者による営業貸付金や消費者信用供与業者によるカード代金等の返還請求については、ごく限られた小規模貸金業者の僅かな例を除き、少額訴訟が利用された例は、平成一〇年中はほとんど見当たらなかった。

六 定型訴状用紙の利用

最高裁は、簡裁民事訴訟用の定型訴状用紙を七種類(すなわち、①金銭支払(一般)、②貸金、③売買代金、④損害賠償(交通・物損)、⑤給料支払請求、⑥賃料増(減)

額、⑦建物明渡し)作成し、全国の簡裁に配付し、各簡裁では、これを窓口などの受付相談の場所に備えている。このうちの賃料増(減)額請求用及び建物明渡し請求事件用を除く五種類は、少額訴訟用にも用いることが可能である。

東京簡裁では、最高裁からの配付分のほかに、独自に、次の九種類、すなわち、①貸金、②売買代金、③請負代金、④敷金返還、⑤賃料・管理費、⑥貸金、⑦解雇予告手当、⑧交通損害・交通事故の物損、⑨その他民事一般の定型訴状用紙を作成し、受付相談センターに、最高裁からの配付分も一緒に備えている。

東京簡裁の新受事件一四七一件の訴状を区分すると、これらの最高裁または東京簡裁作成に係る定型訴状用紙(以下「定型訴状用紙」という)を用いて作成されたものが九四八件(六四・四%)であり、その他の者の案出した形式(以下「その他形式」という)により作成されたものが五二三件(三五・六%)となっている。東京簡裁の受付相談センターでは、来庁者に対し民事手続の受付相談をする際、来庁者が民事の各手続の説明を聞いた上で少額訴訟の訴えを提起する意思が固まったときは、定型訴状用紙を渡しながらか記入の要領を説明する。

右の九四八件を少し上回る件数の原告が受付相談センターでこのような説明を受けて訴状を作成し、これを提出して提訴したもの(三人のうち二人位の割合)と推測される。

東京簡裁の少額訴訟事件では、定型訴状用紙による訴状が、貸金等では八九%、敷金返還では約八七%、請負代金では約八〇%、売買代金では約七二%、損害賠償(交通・物損関係)では約七〇%というそれぞれ平均より高い割合を占めており、逆に、損害賠償(非交通・物損関係)では約二七%、貸金では約五五%というそれぞれ平均より低い割合にとどまっております。賃料では、約六七%という平均に近い割合であった。

七 弁済期等から提訴までの期間

東京簡裁における新受事件では、原告主張ベースで被告の債務の弁済期または履行期とされている時点から少額訴訟提起時までの期間を見ると、例えば、

- ① 敷金返還請求では、賃借物件明滅時から三か月以内に約六〇%、三か月超六か月以内に約二〇%が提訴しており、
- ② 賃金等請求では、最近の未払賃金の

支払期日から三か月以内に約六一%、三か月超六か月以内に約二%が提訴しており、

③ 損害賠償(交通事故・物損関係)請求では、事故日から三か月以内に三九%、三か月超六か月以内に約三%が提訴しており、

④ アパート・マンションの賃料請求では、最近の未払賃料の支払期日から三か月以内に約四四%、三か月超六か月以内に約二四%が提訴するなど、比較的速やかに少額訴訟の提起に踏み切っている場合が多いが、

⑤ 売買代金請求では、最終納品時期から一年以内に提訴した事件の合計が全体の六〇%となっており、請負代金請求でも、仕事の完成または引渡時から一年以内に提訴した事件の合計が全体の六二%となっており、これらの請求では、三か月以内とか三か月超六か月以内とかという短期間内の提訴の割合は、敷金返還や賃金等の場合に比べ、さほど多くない。

八 通常の手続への移行

平成一〇年一月から一〇月までに全国で既済となった事件は、五二九四件であるが、

そのうち通常の手続に移行して終局したものは六三二件(一二%)である(最高裁事務総局民事局調べ)。

東京簡裁の新受事件一四七一件のうち、平成一一年一月一八日までに通常手続への移行があった事件は、後記のとおり、二二〇件であり、同日までに少額訴訟手続を終了した事件合計二三二一件に対して一六・〇%の割合である。

そのうち、被告の申述による移行が三五件(一〇・三%)であり、この割合をどのように考えるべきかについては、いろいろな理解が成り立ち得るが、新民訴法施行前には、引き延ばしその他の動機から被告の相当多くが通常手続への移行を防御手段として申述するのではないかと危惧されていたことを想起すると、被告の多くも、一回の期日で審理を終え、控訴なしですます方法に賛成しているといつてよい。

また、裁判所の職権決定による移行が七五件(五・七%)である。裁判所がその決定の際に少額訴訟により審理及び裁判をするのを相当でないと認めた事由は、すべてが明らかにされていないが、次のような事由が報告されている。

- ① 不法行為損害賠償請求事件で、当事者の主張内容から見て一期口審理では無理

期日の指定まで済まされる場合が多く、原告が提訴の際に支出する費用は、訴えの申立手数料として訴状に貼る印紙代が最高三〇〇〇円（訴額五万円ごとに五〇〇円の合計額）と予納する郵便切手代（東京簡裁では、三九一〇円）にとどまる。

② 少額訴訟の訴状が郵送された場合には、事件係の受理手続を経て、記録を受け取った担当書記官が、速やかに、原告に電話をし、手続を進める上で必要な事項を説明し、事情を聴取しながら「事情聴取票」を作成し、口頭弁論期日の指定のための打ち合わせをする。「少額訴訟手続の説明書」は期日呼出しの際に同封する。なお、原告に電話をすることができない場合にも、書面で右の事項等を説明する。

③ 被告に対しては、訴状副本、期日呼出状を送達する際、「少額訴訟手続の説明書」、「事情説明書」、「定型答弁書用紙」を同封して送付する。

④ ③の手続の後、担当書記官は、第一回口頭弁論期日までの間、随時、電話またはファクシミリで原告、被告と連絡をとり、期日における審理のために、必要な準備について説明、確認、催告を行い、手続の進行上の参考事項を聴き取るなどの進行管理を行っている。

と判断されたため

② 請求原因である和解契約（交通事故賠償金弁済の合意）の存否自体が微妙であり、一期日審理では心証形成が無理と判断されたため

③ 交通事故関係の損害賠償請求で、外国人である被告の住所が不確かであるほか、被告が日本語をほとんど話せず、事故状況の解明が一期日では困難であると判断されたため

④ 賃金請求事件において期日前に請求の拡張が何回か繰り返されたため

⑤ 交通事故関係の損害賠償請求事件で、事故態様、過失割合が全面的に争われ、証拠調べの対象たる間接事実の範囲、証拠調べの方法など判断が困難ないし微妙であるため

⑥ 解雇予告手当請求事件であるが、紛争の要点が不明確であり、当事者双方の感情的対立が激しく、争点の具体化、絞り込みの協力が得られにくいため

不法行為損害賠償事件のうちのある範囲のものなど、少額訴訟に不向きと一般に理解されている事件が少なくないという感触がある中で、職権による移行決定の前記のような割合は、担当裁判官が、当事者がせっかく少額訴訟を選択しているから

できるだけその意思を尊重しようと考え、職権行使に謙抑的になっていることの現れと見られる。このような謙抑性は、今後も維持されるべきであろう。

九 一期日審理の原則

1 一期日審理の原則に従った審理を行うための準備

手続の教示は、当事者が選択権を適切正当に行使するために必要であるが、積極的な手続の選択とは、当事者が一期日審理の原則による少額訴訟の手続を有意義に遂行することを意味する。すなわち、当事者は、審理のための一回の口頭弁論期日前に十分な実質的な準備をする責務を負うのであり、しかし、手続の性質をよく知らない当事者に対しては、裁判所は、分かりやすく、手続の性質を、手続の運びを説明し、当事者において行うのが通常と見込まれる手続行為については、それをする意思の有無を確認し、その意思ありとすれば適切な時期までにそれを行うことを奨励するなどの指導、助言を行うことが期待される。東京簡裁における裁判所側の当事者に対する説明、指導、助言などの対応は、次のように行われ

⑤ 「事情聴取票」と「事情説明書」とは基本的には同様な内容である。相手方との事前交渉の内容、手持ち証拠書類として何を有しているか、証人の申出の有無、証人同行の可否、同行不能の場合における陳述書提出の可否、電話会議システムの方法による尋問とか話し合いによる解決とか裁判所からの連絡方法とかについての希望などについて記入するようになっている（このうち、手持ち証拠書類については、各種の請求の類型別に通常の場合書証として想定されるような書面の種類を詳細に列挙した「証拠書類一覧表」が別紙として添付されており、そのうちの該当種類の書類にチェックする。たとえば、敷金返還請求の類型については、賃貸借契約書、重要事項説明書、敷金の預り証、建物（部屋）の間取り図、内容証明郵便と配達証明、敷金の精算書、振込金受取書、建物（部屋）の明渡し時の室内の写真、補修・クリーニング等の見積書と領収書が挙げられており、その事件で書証として必要な書類は通常どのようなものがあるか誰にでも簡単に分かり、独りで手持ち書類の中を探るなどの準備ができるように工夫されている）。

東京簡裁における新受事件一四七一件のうち、原告が訴状提出時に書証の写しを同

ている。

① 少額訴訟事件の提訴を考えて来庁した原告に対し、まず、受付相談センターで相談担当の書記官が、他の民事手続との対比で少額訴訟の手続の内容を説明する（相談担当の書記官と面談する前に、少額訴訟手続を紹介するビデオを備え付けのテレビ画面で見ることが出来る）。そして、原告が希望する場合には、「定型訴状用紙」に必要な事項を記入させるなど、訴状の作成方法を教えるとともに、今後に必要なと思われる事情を原告から聴き取って「事情聴取票」を作成する。原告は、作成した訴状等を持って、事件係の窓口に行くように教えられ、その窓口へ行き、事件係で訴状提出の受理手続が行われる。事件係から当該事件の審理担当室の担当書記官（以下この項において「担当書記官」という）に連絡がされ、事件係の職員が原告を担当書記官のところへ同行する。担当書記官は、原告と面談をし、少額訴訟の手続についての説明を確認的にした上で、証拠の提出等の事前準備など、その後の手続を進める上で必要な事項を説明し、事情聴取の補充をし、「少額訴訟手続の説明書」を交付する。そこで、原告の報告も聴き、第一回口頭弁論期日を指定する。原告が提訴した口の中に口頭弁論

時に提出した事件は、一三三三件（九〇・六％）にのぼる。受付相談センターに最初に相談に来た来庁者は、事前に少額訴訟の手続についてのある程度詳しい知識を有するときは、書証を持参するが、多くの場合そこまで周到ではなく、同センターで「証拠書類一覧表」による手持ち証拠としての詳しい書類の種類などの説明を受けて、いったん自宅に戻り、手持ち証拠を確認した上、これを持参して再度同センターを訪れ、その際にその書証の写しを添えて訴状を提出する例が少なくない。

2 一期日審理の原則に従った審理の実施状況

東京簡裁では、提訴の口から第一回口頭弁論期日として指定された口までの日数は、平成一〇年においては、平均四〇・一日であったが、この指定されたとおりの日に口頭弁論が開かれた場合、及びその指定された日の期日は変更されたが変更後の実質第一回の口頭弁論が開かれた場合、その期日のうちに審理を完了した事件の割合を高めることにする。

東京簡裁で平成一一年一月一八日まで少額訴訟として和解または判決により終局した事件は、後記のとおり、八五一件であ

【表3】 少額訴訟既済事件（平成10年1月～10月の累計件数）の終局区分別事件数

地域管内別	既済総数	判決				和解				取下げ				その他			
		件数	(%)	対席	(%)	件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)		
全国	5,294	1,977	(42.4)	568	(28.7)	1,695	(36.3)	963	(20.7)	28	(0.6)						
東京	1,027	357	(39.9)	102	(28.6)	339	(37.9)	195	(21.8)	4	(0.4)						
横浜	274	108	(45.6)	28	(25.9)	81	(34.2)	47	(19.8)	1	(0.4)						
浦和	221	100	(50.0)	32	(32.0)	75	(37.5)	24	(12.0)	1	(0.5)						
千葉	147	38	(29.7)	6	(15.8)	61	(47.7)	29	(22.7)	0	(0.0)						
水戸	72	27	(40.3)	9	(33.3)	24	(35.8)	16	(23.9)	0	(0.0)						
宇都宮	64	23	(43.4)	12	(92.2)	21	(99.6)	9	(17.0)	0	(0.0)						
前橋	41	15	(38.5)	8	(53.3)	14	(55.9)	8	(20.5)	2	(5.1)						
静岡	106	34	(35.8)	7	(20.6)	38	(40.0)	23	(24.2)	0	(0.0)						
長野	46	14	(33.3)	4	(28.6)	21	(50.0)	7	(16.7)	0	(0.0)						
長野	69	22	(33.3)	7	(31.8)	25	(37.9)	19	(28.8)	0	(0.0)						
新潟	86	43	(54.4)	11	(25.6)	19	(24.1)	17	(21.5)	0	(0.0)						
大阪	459	200	(52.2)	66	(33.0)	99	(55.8)	82	(21.4)	2	(0.5)						
京都	181	47	(31.8)	13	(27.7)	59	(39.9)	42	(28.4)	0	(0.0)						
神戸	127	34	(31.2)	9	(26.5)	49	(45.0)	25	(22.9)	1	(0.9)						
奈良	36	18	(56.3)	9	(50.0)	8	(25.0)	6	(18.8)	0	(0.0)						
奈良	23	8	(34.8)	0	(0.0)	9	(39.1)	4	(17.4)	2	(8.7)						
和歌山	41	19	(51.4)	6	(31.6)	10	(27.0)	8	(21.6)	0	(0.0)						
和歌山	367	143	(43.5)	32	(26.2)	121	(36.8)	60	(18.2)	5	(1.5)						
津	77	26	(37.1)	12	(46.2)	27	(38.6)	16	(22.9)	1	(1.4)						
岐阜	70	18	(29.0)	9	(50.0)	22	(35.5)	20	(32.3)	2	(3.2)						
岐阜	50	49	(124.5)	1	(6.3)	26	(53.1)	11	(22.4)	0	(0.0)						
富山	69	27	(63.5)	4	(14.8)	26	(41.9)	8	(12.9)	1	(1.6)						
富山	33	9	(32.1)	2	(22.2)	13	(46.4)	6	(21.4)	0	(0.0)						
石川	133	57	(46.7)	24	(42.1)	40	(32.8)	24	(19.7)	1	(0.8)						
石川	36	16	(47.1)	7	(43.8)	14	(41.2)	4	(11.8)	0	(0.0)						
福井	71	37	(62.7)	8	(21.6)	14	(23.7)	8	(13.6)	0	(0.0)						
福井	31	24	(125.0)	1	(8.3)	6	(25.0)	5	(20.8)	1	(4.2)						
福井	22	11	(55.0)	1	(9.1)	8	(43.0)	1	(5.0)	0	(0.0)						
福井	267	104	(46.0)	23	(22.1)	76	(33.6)	46	(20.4)	0	(0.0)						
佐賀	48	21	(47.7)	4	(19.0)	18	(40.9)	5	(11.4)	0	(0.0)						
佐賀	44	19	(43.2)	7	(36.8)	17	(38.6)	7	(15.9)	1	(2.3)						
長崎	38	12	(44.4)	4	(33.3)	8	(29.6)	7	(25.9)	0	(0.0)						
長崎	39	16	(51.6)	6	(37.5)	13	(41.9)	2	(6.5)	0	(0.0)						
熊本	48	12	(28.6)	2	(16.7)	11	(26.7)	19	(45.2)	0	(0.0)						
熊本	118	43	(38.7)	8	(18.6)	42	(37.8)	25	(22.5)	1	(0.9)						
宮崎	37	11	(33.3)	3	(27.3)	14	(42.4)	8	(24.2)	0	(0.0)						
宮崎	75	35	(50.7)	12	(34.3)	21	(30.4)	13	(18.8)	0	(0.0)						
福岡	72	39	(54.2)	10	(25.6)	21	(29.2)	12	(16.7)	0	(0.0)						
福岡	43	17	(45.9)	3	(17.6)	7	(18.9)	13	(35.1)	0	(0.0)						
福岡	33	9	(30.0)	6	(66.7)	12	(40.0)	9	(30.0)	0	(0.0)						
福岡	33	16	(48.5)	2	(12.5)	13	(39.4)	4	(12.1)	0	(0.0)						
福岡	36	11	(35.5)	3	(27.3)	17	(54.8)	3	(9.7)	0	(0.0)						
福岡	121	34	(33.0)	14	(41.2)	49	(47.6)	20	(19.4)	0	(0.0)						
福岡	17	5	(31.3)	1	(20.0)	5	(31.3)	6	(37.5)	0	(0.0)						
福岡	32	14	(46.7)	7	(60.0)	10	(33.3)	6	(20.0)	0	(0.0)						
福岡	49	20	(45.5)	7	(35.0)	12	(34.3)	8	(22.9)	0	(0.0)						
福岡	38	15	(42.9)	2	(13.3)	12	(34.3)	8	(22.9)	0	(0.0)						
福岡	44	20	(46.5)	3	(15.0)	18	(41.9)	4	(9.3)	1	(2.3)						
福岡	49	16	(34.0)	5	(31.3)	22	(46.8)	9	(19.1)	0	(0.0)						
福岡	25	13	(56.5)	0	(0.0)	6	(26.1)	3	(13.0)	1	(4.3)						

注 既済総数には、通常移行して終局した事件を含む。
 (%)の各数値は、各管内区分の通常移行せず終局した事件総数に対する割合であり、列隔は判決数に対する割合である。
 各数値は概数であり、変動の可能性のある数値である。

るが、そのうちの欠席判決がされた三八四件は、期日の続行が例外的であって検討の必要が乏しい。残る四六七件のうち、審理(和解勧誘を含む)に二期日以上を要した事件は、一四件(三%)にすぎない。そして、この一四件の終局内訳は、請求認容判決三件と和解成立一一件であった。

すなわち、東京簡裁では、一期日審理の原則にきわめて忠実な少額訴訟手続の運用が行われたといえよう。

10 少額訴訟手続の結果 (終了の区分)

平成一〇年中に提起された全国の少額訴訟事件のうち、既済となった事件(通常移行した事件を含む。以下この項において同じ)六八一九件のうち、一月から一〇月までの既済事件五二九四件の終局区分別事件数は、【表3】のとおりである(最高裁事務総局民事局調べ)。

東京簡裁の新受事件一四七二件について、平成一二年一月一八日まで少額訴訟としての手続を終了した事件数は、一三二一件(八九・一%)であり、その終局事由の内訳は、次のとおりとなっている。

終局事由	件数	割合
訴えの取下げ	二四六	一八・八%
和解	四〇七	三二・〇%
判決	四四四	三三・九%
うち対席	六〇	四・六%
うち欠席	三八四	二九・三%
通常手続への移行	二二〇	一六・〇%
うち被告の申述	一三五	一〇・三%
うち裁判官決定	七五	五・七%
その他(訴状却下命令移送決定)一七条	四	〇・三%

11 少額訴訟手続終了までに要した期間

東京簡裁の場合、平成一〇年の新受事件のうち平成一二年一月一八日まで訴えの取下げ、和解または判決により終局した事件については、訴え提起からその終局までの日数は、平均四一・四日であった。

訴え提起の日から指定された第一回口頭弁論期日までの日数が平均四〇・一日であるが、第一回期日が変更される場合がある一五次に記すように第一回期日前に訴えの取下げがなされることもあるので、終局までの平均日数がそのような数字になっ

ている。きわめて迅速な運用といえよう。

また、訴えの取下げのみについていえば、訴えの提起後取下げまでの日数は平均九・五日であり、通常訴訟に比べ、割合早期に取り下げられるものが多いようである。訴えの取下げの多くは、次の二つのパターンに分けられる。一つは、訴え提起の日の二〇日は経過した後に取り下げられる型(これは、訴状送達の一週間位後までの間に任意の履行や訴訟外の話し合いによるものと推測される。)であり、もう一つは、第一回口頭弁論期日の一週間位前から期日当日までの間に取下げられる型(これは、期日が間近くなり、任意の履行や訴訟外の話し合いが行われたことによるものと推測される。)である。

なお、通常移行のあった事件についての終局までの所要審理期間については、全国の少額訴訟事件で平成一〇年一月から一〇月までに終局した事件については、【表4】のとおりである(最高裁事務総局民事局調べ)。

東京簡裁で通常移行のあった事件で平成一〇年中に終局に至った事件は、一五九件であるが、その終局までの審理期間別内訳は、次のとおりである。

審理期間	件数	割合
一か月以内	六七	四・一%
一か月超し二か月以内	五四	三四・〇%
二か月超し三か月以内	一一	一三・二%
三か月超し四か月以内	一一	六・九%
四か月超し五か月以内	四	二・五%
五か月超し六か月以内	二	一・三%
六か月超	〇	

審理期間が三か月以内の事件の合計が全体の九割近くを占めている。また、審理期間が一か月以内に終局した六七件のうち、期日を履行することなく、第二回期日において終局に至った事件は、三四件であり、これらの現象は、結局、少額訴訟の手続であった段階において当事者が裁判所職員の説明・警励を受けながらも集中的な準備をしたことの効果と見ることができよう。

二 小 括

以上のような利用状況は、誕生間もないにもかかわらず、わが国の少額訴訟が新民法の規定の趣旨に沿っておおむね順調に定着しつつあることを意味しているといえる。

【表4】 少額訴訟既済事件（平成10年1月～10月の累計件数）の審理状況
【審理期間別事件数】

区 分	総 数						
	1月以内	2月以内	3月以内	4月以内	5月以内	6月以内	6月超
既済総数	5,294 (100.0)	3,270 (61.8)	751 (14.2)	194 (3.7)	83 (1.6)	36 (0.7)	34 (0.6)
通常移行あり (%)	631 (100.0)	35 (5.5)	221 (35.0)	161 (25.5)	58 (9.2)	28 (4.4)	28 (4.4)
通常移行なし (%)	4,663 (100.0)	891 (19.1)	590 (12.7)	94 (2.0)	25 (0.5)	8 (0.2)	6 (0.1)

注 各数値は概数であり、変動の可能性のある数値である。

より利用しやすい

一般市民間の紛争解決システムを求めて

——東京・大阪各簡易裁判所における試み——

東京簡易裁判所における 準少額訴訟事件処理の概要

下里 敬明

目次

- 一 準少額訴訟の目的
- 二 準少額訴訟事件処理の実施要領
- 三 準少額訴訟事件の開廷及び期日指定
- 四 準少額訴訟事件の事前準備
- 五 審理方式
- 六 準少額訴訟事件の分析と処理の実際
- 七 準少額訴訟の展望

一 準少額訴訟の目的

東京簡易裁判所では、平成二二年六月から準少額訴訟事件係を設置し、同事件の専門的な処理を開始した。準少額訴訟事件とは、民事普通訴訟事件からいわゆる業者事件を除外した事件のうち、対席が予想される事件で、適切な事前準備と審理を行うことにより、遅くとも第三回期日には判決を言い渡さると見られる事件をい、これを少額訴訟手続に準ずる審理方式により迅速処理することを目的としたものである。

平成一〇年の新民訴訟法の施行により、いわゆる市民紛争型事件のうち少額訴訟手続で処理されるものについては、利用者に分かりやすく、迅速かつ柔軟な紛争解

決が図られるようになった。しかし、通常訴訟事件の中にも、なお相當数の市民紛争型事件が存在しており、これらについてもできるだけ少額訴訟手続に準じた取扱いをすることにより、一層迅速かつ柔軟な紛争解決を実現することが求められている。そこで、東京簡易裁判所では、そのための具体的な方法として、特に、少額訴訟手続の趣旨及び少額訴訟事件の処理において実践し、蓄積された実務ノウハウをどのようにして少額訴訟手続により審理されている市民紛争型事件の処理に取り入れ、利用者に分かりやすく、迅速かつ柔軟な紛争解決を図ることができるかを専門的に実践、研究することとした。本稿は、この研究の平成二三年四月までの結果を紹介するものである。

なお、準少額訴訟事件の名称は、東京簡易裁判所において使用している内部的な通称であり、一般に使用されているものではない。また、本稿において意見にわたる部分は、筆者の個人的見解である。

二 準少額訴訟事件処理の実施要領

(1) 準少額訴訟事件の担当部署及び担当者

準少額訴訟事件係として、東京簡易裁判所全体で五室ある民事係のうち一室各一係の二つの係を指定した。この準少額訴訟事件の二つの係の構成は、一つの係につき、裁判官一名、主任書記官一名、書記官一名であり、いずれも準少額訴訟事件の事件も担当している。

(2) 準少額訴訟事件の選定基準及びその方法

ア 選定基準

選定基準としては、消費者信用関係事件を除外した通常訴訟事件のうち対席事件を対象とするが、

- ① 請負契約における瑕疵の存在が問題となる事件、金銭請求であっても争点ない証拠関係が錯綜し、事実認定の困難が予想される事件など、事件の性質から審理に三回以上を要する可能性の高い事件
- ② 被告の所在が不明である可能性が高い事件（公示送達事件）
- ③ 被告欠座により被告が争わない可能性の高い事件
- ④ 地裁への移送が予想される事件
- ⑤ その他準少額訴訟事件としてふさわしくない事件

については除外している。

そして、上記対象事件のうち、少額訴訟

として提起されることが多い敷金返還請求（原状回復請求を含む）、買金請求（解雇予告手当請求を含む）、損害賠償請求（交通費請求、賃料請求、売買代金請求等）の典型的な金銭請求事件及び不動産事件のうち市民間の建物明渡等請求事件等の種類を考慮して、準少額訴訟事件としてふさわしい適切なものを選定している。

イ 選定方法

選定方法としては、まず、受付相談センターの書記官が、窓口相談の際の情報を参考にして、準少額訴訟事件としてふさわしいと思われる事件につきその旨の意見を付す。準少額訴訟事件担当室の主任書記官は、この意見を参考としつつ、担当裁判官と協議の上、自意に配てられた通常訴訟事件の中から上記の基準に基づき選定している。

三 準少額訴訟事件の開廷及び期日指定

一人の準少額訴訟事件担当裁判官の開廷は、少額訴訟事件と併せて週二回期日（一か月八開廷）とし、一開廷日に三、四事件を、一件につき一時間から一時間三〇分の時間をメドに期日指定している。

四 準少額訴訟事件の事前準備

(1) 基本的な手続の流れ

書記官による当事者に対する手続告知、事前聴取等の事前準備については、原則として少額訴訟手続のそれに準じて行っている。

なお、従前は、各室に事件として配てられた後に準少額訴訟事件の選定が行われていたため、少額訴訟事件のように受付相談センター上の相談を経た後に当該事件が配てられる各室の担当書記官が即日面接（東京簡易裁判所では、受付相談センターでの手続を行った直後に、各室の担当書記官が原告との面接を実施している。以下「即日面接」という。）を実施する方式は採っていない。しかし、その後、平成二三年五月からは、受付相談センターや事件係との連携を図り、即日面接を一部導入している。

その上で、少額訴訟の理念を実現すべく、可能であれば一回の期日で、遅くとも一回の期日で審理を終了するために、第一回期日前に可能な事前準備を行い、第一回期日においては、不足する部分を補充させつつ、争点及び証拠を整理して証拠調べの方針を固め、可能な場合には必要な証拠調べを行って終了する。少なくとも、第二回期日において、集中証拠調べを実施して終了することが基本となる。

(2) 具体的な事前準備の方法

第一回期日前の事前準備は、書面と電話による手続告知、事前聴取の促しが中心となる。そこで、手続告知、事前準備に関する書面などの書式の一例の充実を図っている。

具体的には、書記官は、書面の郵送、フックス、電話等の方法を用い、原告に対しては、できるだけ少ない回数（できれば一回）の期日で審理を終えることなど準少

額訴訟事件の迅速審理の趣旨説明や協力依頼をする（その旨の「お知らせ」と題する書面（資料1）を送付する。）。

このほか、審理の基本的事項に関する事前の指示、主張及び証拠の提出、補充等の準備の促し（これに役立てるべく、当該事件類型での代表的な証拠を例示した「証拠書類の提出について」と題する書面（資料2）を送付する。）、形式的事項等に関する簡単な事情聴取（当事者が記入する事情説明費用紙（資料3）を送付する。）もその際に行っている。また、被告に対しても、原則として書面により訴状送達の際、原告への前記書面等と同趣旨のものを同封する。同様の趣旨説明や協力依頼、準備の促しを行うこととしている。

なお、このように準少額訴訟事件の当事者に対しては迅速審理等の趣旨説明及びこれへの協力依頼をしているが、この審理方式によることについての当事者の同意を要件とはしていない。

五 審理方式

準少額訴訟事件の審理方式についても、迅速審理の趣旨に則り、基本的に少額訴訟事件のそれに準じた取扱いをしている。

すなわち、第一回口頭弁論期日においては、法服を着用せず、ラウンドテーブル法廷で審理を進めるが、審理を開始するに当たって、裁判官から当事者に対し、迅速審理等の趣旨説明及び協力依頼を口頭で行う。その上で、双方からの事情聴取や釈明により、争点及び証拠の整理等に努め、可

能な場合には、証拠調べを行って審理を終了する。その場合、主張整理と証拠調べとの一体処理を活用する。

期日が経つた場合にも、第二回期日においては、第二回期日に行つた争点等の整理を踏まえた集中証拠調べを実施し、即日終了できるように努める。なお、このような方式で審理を進めた結果、後で紹介するとおり、事案には、第一回期日終了までに終了に至る案件は約九割に上っている。

ちなみに、準少額訴訟事件の審理には原則として司法委員を関与させ、意見の聴取や和解に活用することとし、和解については、争点等の整理の途次は非調停結時に和解を勧告し、話し合いによる解決を試みている。

六 準少額訴訟事件の分析と処理の実際

(1) 統計上の分析

ア 件数

準少額訴訟事件処理状況（資料4）のとおりであるが、現在のところ、多数の候補の中から準少額訴訟事件を選定しているという実情にあり、通常訴訟事件の中には、準少額訴訟事件としての処理に相応しい市民紛争型事件がなお相當数存在しているものと思われる。

イ 事件の種類

事件の種類については、ほぼ少額訴訟事件と共通しているものの、請負代金や買金請求事件が比較的多いに対し、敷金返還請求事件が少ないのが顕著な相違である。

機付け、裁判所と当事者との間における早期解決への目的意識の共有が最も重要な要素であるとともに、当事者の言いつ分を十分に尽くすことが最低限の条件であると思われる。

現在は少額訴訟事件についての専門的な事件処理がようやく緒に就いたという段階にすぎない。例えば、事件の種類ごとに類型化された事前準備及び審理等の在り方については、未だ分析検討が十分されておらず、今後の発展を待つべきである。

現在は少額訴訟事件についての専門的な事件処理がようやく緒に就いたという段階にすぎない。例えば、事件の種類ごとに類型化された事前準備及び審理等の在り方については、未だ分析検討が十分されておらず、今後の発展を待つべきである。

告との即日面談の扱い等を見直すことにより、先に述べたような審理を美観していくことも可能になるものと思われる。現在、司法制度改革審議会においては、簡易裁判所の事務管轄の引き上げや少額訴訟の上限額の引き上げが議論されている。こうした制度改正に円滑に対応していくためにも、簡易裁判所としては、少額訴訟手続で処理

されない市民紛争型事件についても、一層迅速かつ柔軟な紛争解決が図られるよう、裁判所の期日指定や審理方法の在り方、書記官による事前準備の工夫等の観点から、この種の事件の処理に相応しい適切な訴訟運営を工夫していくことが望まれる。

そこで、東京簡易裁判所においては、新たな取組として、平成十三年五月から準少

東京簡易裁判所 少額訴訟事件の審理状況 (平成13年3月31日現在)

Table with columns for year, month, and number of cases, categorized by trial stage (0 to 4+). Includes sub-totals for 'small amount' and 'total'.

単少額訴訟事件種類別内訳 (平成13年3月31日現在)

Table showing breakdown of single-amount litigation cases by category (e.g., money, real estate, non-monetary) and case count.

既済事件のデータによる。

額訴訟事件の取扱いは拡大し、民事訴訟を担当する全係で一定数の事件について準少額手続による審理を試みることにするとともに、前述のとおり即日面談も一部導入するなど、準少額訴訟手続の在り方等についてより一層研究を深めているところである。

筆者、京都簡易裁判所取組、前東京簡易裁判所判事

大阪簡易裁判所における 市民型訴訟事件の審理の概況

立 協 一 美

目次
第一 はじめに
第二 運営の方法
第三 統計的分析
第四 具体例
第五 課題
第六 今後の運営と展望

平成一〇年の民法改正により創設された少額訴訟手続は、その施行から三年が経過し、紛争の内容を包含したコストで早く簡易に紛争解決を図ることができ、手続として一般市民には親しみやすくも受け入れられ、簡易裁判所の運営に確実に定着したのと思われる。このような実績を踏まえ、この手続をより幅広く利用し得るよう

事件を拡大すべきであるという声も各方面から聞かれるが、身近な紛争がその内容に見合ったコストで時間も手間もかからず簡易に解決されることへのニーズは、紛争解決手続の種類により異なるものではないであろう。

が簡易新訴訟(立協)研究会の御協力により取りまとめたこの試みの成果を紹介するものである。ただし、意見にわたる部分はいずれまでも筆者の個人的見解である。

第二 運営の方法

大阪簡易裁判所における市民型訴訟の運営方法は、次のとおりである。

一 受付相談、事件受理

受付相談センターでは、相談者が受付相談票に記入した相談内容を参考に紛争内容の聴取等を行う。その結果、相談者が訴訟を選択した場合は、事件受理の際に事件係において訴訟手続の指示を行う。特に、争点が比較的単純で一回の期日で証拠調べを終了させることが可能であると判断される事件については、原告に対し、一回で裁判を終わらせるためには十分な事前準備が必要であることを説明しつつ、定型訴状用紙(事件類型別に裁判所に備え置いている)なども利用して訴状の作成、基本的な書証の提出等についての助言や指導を行う。その際には、少額訴訟の場合と同様に、訴訟進行上参考となる事項を記載したメモを作成し、記録に添付する。事件係は、事件受理後、原告を民事公判係の担当書記官のもとに案内し、事件記録と共に引き継ぐ。

が必要であることの説明や手続指示等を行ったうえで、事件の背景事情、予想される被告の成訴態度、和解の意向等の参考事項を聴取し、事件類型別争点整理表・証拠開示表等を参考にしながら必要な事前準備の促しを行う。

三 事件の選定及びその方法

一般市民が提起した通常訴訟事件のうち、争点が比較的単純で二回以下で審理を終えることが予測できる事件については、市民型訴訟事件として少額訴訟のノウハウを活用した訴訟運営を進める。事件の種類としては、少額訴訟でも比較的多い貸金、売買代金、損害賠償、賃料等の金銭支払請求事件のほか、債務不存在確認、動産引渡、建物明渡請求事件等の非金銭請求事件も対象となっている。

具体的な選定要件は、裁判官が、訴状、書証、進行管理メモ、事情聴取の結果等を参考に、担当書記官と協議して行う。

四 期日指定と司法委員の指定

市民型訴訟事件の第一回期日弁論期日は、他の事件とは区別し、事業ごとの一応の審理見通しに応じて、原則として四週間先に、審理時間を二〜三時間程度見込んで指定する。また、原則として司法委員を指定することとし、和解の補助だけでなく、積極的に意見聴取を行うため、当該事件によさしい知識経験等を有する司法委員を選任する。

に原告と即日面談し、少額訴訟の場合と同様に、迅速な審理のためには当事者の協力

○平成12年8月8日から12月までの間に受理した市民型訴訟事件の状況である。ただし、既済事件については、平成13年2月28日までの数値である。

1 新受件数	189
市民型訴訟事件	149
同時期の少額訴訟事件	149
合計	189

2 既済件数	150
市民型訴訟事件	119
合計	150

※ 90万円を超える1件は、反訴である。

3 請求金額	件数	割合	%
30万円以下	95	50.3	
30万円超60万円以下	64	33.9	
60万円超90万円以下	29	15.2	
90万円超	1	0.5	
合計	189	100.0	

4 事件の種類	件数	割合	%
損害賠償(一般)	38	20.1	
賃金	23	12.1	
建物明渡	16	8.5	
貸金	14	7.4	
損害賠償(交通事故)	9	4.7	
敷金返還	5	2.6	
動物引渡	4	2.2	
債権引渡	4	2.2	
飲食代金	3	1.6	
修理代金	3	1.6	
その他	63	33.3	
合計	189	100.0	

5 原告の属性	件数	割合	%
自然人	102	68.0	
法人	48	32.0	
合計	150	100.0	

※ 既済事件については

6 定型訴訟用紙の利用	件数	割合	%
定型訴訟	87	65.4	
その他	46	34.6	
合計	133	100.0	

※ 移送事件を除く。

7 答弁書の提出	件数	割合	%
あり	60	45.1	
なし	73	54.9	
合計	133	100.0	

※ 移送事件を除く。

8 証拠調べ	件数	割合	%
本人尋問実施	16	12.0	
証人尋問実施	6	4.5	
割合は既済総数(移送事件を除く。)に対するもの			

9 弁論の実施回数	回数	割合	%
0回	10	7.5	
1	86	64.7	
2	30	22.6	
3	5	3.8	
4	1	0.7	
5	1	0.7	
合計	133	100.0	

※ 移送事件を除く。

10 司法委員の関与	件数	割合	%
あり	55	41.4	
なし	78	58.6	
合計	133	100.0	

※ 移送事件を除く。

11 終局結果	件数	割合	%
訴え取下げ	18	12.0	
和解	55	36.7	
判決	54	36.0	
うち請求認容一部認容	42	27.8	
一部非認容	8	4.8	
移送	4	2.4	
民調法17条決定	17	11.3	
合計	150	100.0	

※ うち控訴 8件

被告は、期日の呼び出しの際、定型答弁書用紙を添付する。答弁書の提出等により被告の訴訟姿勢が明らかになった場合は、担当書記官が、被告からも事件の背景事情、書証、証人の有無、和解の意向等参考事項を聴取し、必要な事前準備を促す。

これに対し、答弁書の提出や応答のない被告には、原則として積極的なアプローチが行っていない。もともと、交通事故の損害賠償、敷金返還、解雇予告手当請求等、通常被告が争うことが予想される事件については、答弁書の提出等がなくても、担当書記官が被告に対して適宜アプローチし、必要な事前準備を促している。

六 裁判官、担当書記官、司法委員の間の事前協議

裁判官と担当書記官が期日前に進行予定案について適宜協議を行い、共通認識を得ておくことはもちろん、司法委員も事前に事件記録を閲覧・検討する。必要に応じて司法委員も交えた意見交換を行うこともある。

七 審理

審理は、通常の法廷又はラウンドテーブル法で行う。

第一回期日において、裁判官は、適宜釈明等を行い、争点整理とともに時間が許す限り証拠調べを実施し、できる限り一回での終結を目指す。もともと、事案によっては一回の期日で終結させるなど、弾力的に対応する。

審理は、少額訴訟の場合と同じく、井筒と証拠調べ(当事者尋問)を区別しない一体系の方法をできる限り活用し、当事者に分かりやすく行う。この場合、当事者に対し、法廷で述べることは証拠として取られることもあることをあらかじめ説明しておく。

第一回期日に終結できなかったときは、当事者に対し、次回期日までに準備すべき書証、人証等を具体的に伝え、次回期日のおよそ一週間前の具体的な日時までに書証等を提出するように指示するとともに、次回期日には審理を終結する予定であることを伝える。

原則として、人証調べは録音テープを利用し、尋問調書は省略する。

八 和解

証拠調べ終了後弁論終結前において、原則として和解を勧告し、司法委員による和解を試みる。この場合、裁判官は、審理の結果につき司法委員と意見を交換し、和解を勧誘しておく。

九 判決

被告欠席または出席しても争いが無い事件は、調書判決の方法で即日言い渡しを行い、できる限り判決正本を当事者に即日交付する。

事案に争いがある事件の場合も、終結後一週間後には判決を言い渡す。

判決書は、簡潔で分かりやすいものとなるように工夫する。

第三 統計的分析

一 事件の動向、性質

市民型訴訟事件の新受件数は少額訴訟事件よりも多いが、その請求金額をみると三〇万円以下の事件がほぼ半数を占める。三〇万円以下の事件の中には、本来少額訴訟手続によるのがふさわしい事件も相当数含まれていると考えられるところであり、当事者の真意に沿った手続選択が適切になされるように、少額訴訟と市民型訴訟との振り分け基準の検討が必要であると思われる。

事件類型をみると、金銭支払請求のうち損害賠償請求(二態)の割合が最も高く、次に貸金請求が多いが、非金銭請求である建物明渡請求も多い。他の非金銭請求としては、動産引取請求なども若干みられる。

二 当事者の特性

市民型訴訟における原告の約七割は自然人であり、事件類型別にみると損害賠償(一般及び交通事故等)、賃金、敷金返還において特にその割合が高い。また、定型訴訟用紙は全体的によく利用されているようであるが、とりわけ賃金、敷金返還等においてその割合が極めて高い。これらの点は少額訴訟と同様である。

被告から答弁書が提出される割合は、全体で約四五%であり、これも少額訴訟と同様の状況にある。事件類型別では、損害賠償(二態)、賃金、敷金返還請求事件等に

おいて提出される割合が高く、これらの事件類型では当事者間で争われることが多いという傾向が窺われる。逆に、貸金や建物明渡請求事件では、提出されない割合が高い。

三 審理の状況

証拠調べ(人証)の状況をみると、市民型訴訟の場合も少額訴訟と同様に証人尋問が行われることは少なく、本人尋問が行われることも少ない。これは、当事者に分かりやすく迅速に進めるために、一体系的な方式で審理を行っていることを反映しているであろう。すなわち、事実に争いがある場合でも、当事者双方から言い分を聴きながら主張を整理していく過程で、ある程度事件の見通しがつくことが多いことによるものと考えられる。

弁論実施の回数も、もともと基本的に一回の審理による終結を目指していることから、一回で終結した事件が三分の二近くを占める。しかも、これに期日前の取下げや一回で終結した事件もあわせると九割を超える(もともと、少額訴訟と異なり、審理回数については事案に応じて柔軟に対応し、手厚い審理を心がけていることから、三回以上を要するケースもみられる)。

また、平均審理期間も五四・八日と、少額訴訟の場合(平成一一年では四二・五日)と比較して速い傾向を上げている。

以上により、市民型訴訟についてはおおむねイメージしたとおりの訴訟運営が実現

されているものといえよう。司法委員の関与率(分母には被告欠席事件等を含む)は四割強であるが、審理聴取及び和解補助に積極的に活用されているところであり、今後も更なる関与が見込まれる。特に、少額訴訟の審理に立ち会った経験のある司法委員を活用するケースが増えている。

四 終局処理の状況

和解と判決の占める割合がそれぞれ四割弱と高い。少額訴訟の場合と比較すると、市民型訴訟は、和解の成立率が一割ほど高くなっている。これは、市民型訴訟はそもそも和解による解決が相当な事案が多いことと、少額訴訟と和解を数多く経験した司法委員を積極的に活用していることなどが背景にあるものと思われる。移送が約一割あるのは、市民型訴訟として一応受理したものの、事案が複雑なため地方裁判所で審理するのが相当であると判断されたケースがあることによる。

事件類型別にみると、敷金返還、賃金等で和解の成立率が五割を超えており、特に敷金返還では八割を超えている。他方、損害賠償(二態)では地裁に移送された事件も多いが、この類型には慰謝料の請求が多く、被告が全賠的に争う複雑な事案が多いようである。また、判決の割合が比較的高い類型としては、建物明渡、賃金代金(準一般)では比較的高い割合が多い傾向にあるが、これには訴訟外で当事者間に和解

が成立したケースも含まれている。
なお、裁判の状況を見ると、判決に対する控訴の割合は約一五パーセント(既済事件全体に占める割合は約六パーセント)である。

第四 具体例

次に、市民型訴訟における工事が発効した実例を紹介したい。

一 受付相談・事件受付

事案は、原告が被告会社に対し解雇予告手当金三九万円の支払を求めたものである。

原告は、まず受付相談の窓口を訪れたものの、この段階で少額訴訟によることを希望していたことから、直ちに事件係が少額訴訟を含む訴訟手続を説明すると同時に事情を聴取し、事案の把握に努めた。その結果、まほと複雑な事案ではなく整理に時間を要しないと予測されるときも、原告が一期日整理を終ることを願っており、請求金額を三〇万円に減額して少額訴訟を提起しようと考えていることも判明した。そこで、事件係では、十分な事前準備をすることによって通常訴訟手続でも少額訴訟に準じた訴訟運営により一二期で整理を終えることが可能なことを分かりやすく説明した。これを受けて原告が通常訴訟を選択したこと、事件係は、給付明細書や陳述書等の書証の提出を促すとともに、事情聴取の内容を記載したメモの作成をした上、通常訴訟事件として立件し、引き続き

原告から更に詳しく事情を聴取するため、民事係関係の担当書記官に事件記録と共に引き継いだ。その後、少額訴訟に準じた訴訟運営により、二期で整理を終了し、三九万円の認定判決がなされて確定した。

この事案は、事件受理の段階における手続執行が有効に機能し、当事者の要望に最も適う形で紛争が解決された好例といえる。

二 被告へのアプローチ

事案は、倉庫業者である原告が、被告の保管料不払いを理由に寄託契約を解除し、保管物の引取りを求めたものである。

第一回期日の一週間前、被告から単に和解希望という内容の答弁書が提出されたことから、担当書記官は直ちに被告に連絡を取り、希望する和解内容を聴取した。その結果、被告は事業関係を争わず、未払保管料の分割支払いと寄託契約の継続を希望していることが判明した。そこで、担当書記官は、裁判官と協議の上、原告に対し、第一回期日までに被告の要望について検討しておくように連絡したところ、原告も和解による解決を望んでいることが明らかになった。これを踏まえて、裁判官は、第一回期日に和解を勧め、当事者双方とも和解による解決を希望したことから、直ちに司法委員による和解を試みたところ、和解が短時間で成立した。

この事案は、期日前に被告から答弁書が提出されたことを受けて担当書記官が積極的に被告へアプローチしたことを契機に、

第一回期日における和解という形で迅速な紛争解決につながったものと評価できる。

三 司法委員の活用

事案は、原告が被告に敷金八万円の返還を求めたのに対し、被告が原状回復に費用を要したことを理由にこれを拒絶したものである。

担当書記官による原告からの事情聴取により、被告が原状回復の費用を請求していることが判明した。そこで、裁判官と担当書記官が協議した結果、考えられる争点は原状回復・修繕の特约、その費用額であること、被告が答弁書を提出し応訴すること、第一回期日までに修理の見積書や領収書、建物内の写真等の書証が提出されれば、期日に当事者双方から事情を聴いて争点を整理し、即日証拠調べを実施できることなどが予測された。そこで、少額訴訟で同類型の事件を数多く担当し経験が豊富な司法委員(不動産賃貸業系)を指定した。

第一回期日において、裁判官は、当事者双方から事情聴取をしつつ争点整理を進めた結果、心証を得て事件の見通しがついたことから、当事者双方に和解の意思を確認のうえ、司法委員による和解を勧めた。司法委員は、和解の原上、特に被告に対し敷金の性質や敷引の意味、自然損耗による汚損や設備の修理費用の負担等について時間をかけて説得を行った。その結果、当事者双方が納得し、和解が成立したものである。

この事案は、事案に適した専門的知識経

験を有し、少額訴訟で同類型の事件の和解を数多く経験している司法委員を活用することで、和解による適切かつ現実的な解決が実現されたものといえる。

第五 課題

実務に携わっている実感として、少額訴訟がスタートした当時のように、少額訴訟の提題にこだわる当事者が最近少なくなってきたように思われる。先に見たように、市民型訴訟の中に三〇万円以下の金銭支払請求事件が相当数あるのも、そのような現象があるのであろう。少額訴訟と市民型訴訟のどちらの手続を選択するかは、最終的には当事者が自らの判断により決めるものであるが、このような現状を振り返ると、受付相談において手続案内をより適切に行う必要があるように思われる。

また、市民型訴訟事件においては、原則として一期日で整理を終るよう運用していることから、少額訴訟と同様に、事前準備にかかると当事者の負担は重いものと思われる。もちろん、当事者は、事前準備を十分に行うことで迅速な紛争解決というメリットを享受するものであり、その点を理解したうえで効力しているものと思われる。しかしながら、市民型訴訟の場合においても予備に反して欠陥判決となったり、被告が事案を争わないケースもあり、争いがある場合でも争点は複雑でなく、提出すべき証拠も限られていることがほとんどである。そこで、紛争の形態や事件の類型に応じた

事前準備を進めることとし、事前には基本的証拠の提出程度にとどめつつ、被告からの答弁書の提出その他の応訴態度をみるなどの柔軟な訴訟運営を試みる必要もある。

また、司法委員の活用について、少額訴訟を継続している司法委員を市民型訴訟でも和解に多く活用しており、専門的な知識経験等を有する司法委員からの意見聴取も積極的に行われているが、他方、一般常識を整理に反映させるという面での司法委員からの意見聴取の活用が少ないように思われる。今後この面でのより積極的な活用が課題である。

第六 今後の運営と展望

国民の少額訴訟に対する高い評価を考えると、争点が比較的単純な一般市民間の通常訴訟事件についても、利用者は、少額訴訟のノウハウを活用した訴訟運営による迅速な紛争解決を期待しているものと思われる。これに対し、訴訟が厳しくなると当事者が慎重になり、一回で整理を終えることができないケースが増えるとか、一般市民が気軽に利用することが難しくなるなどといった意見も聞かれる。

確かに、これまでに処理した市民型訴訟事件の中にも、事前準備を進めることが難しく、一回で整理を終えることができなかったり、和解の成立が困難であった事件もみられる。しかし、先に紹介した実例からもわかるように、三〇万円を超える金銭支

払請求事件や非金銭請求事件の中にも、無理なく少額訴訟のノウハウを取り入れて訴訟運営を行うことができ、事件もかなりある。近い将来、少額訴訟の訴額や対象事件の拡大等が予想されることを考えると、現在の段階でも、できる限りこれまでに蓄積した少額訴訟のノウハウを活用した訴訟運営を実施しておくことが望ましいと思われる。

そこで、大阪簡易裁判所では、平成三年も引き続き一般市民間の通常訴訟に対するこのような実践を積極的に進めることとして、それに向けた体制を整えているところである。

(平成三年 大阪簡易裁判所書記)

Advertisement for 'Privity Infringement and Civil Liability' (プライバシー侵害と民事責任) by Tanihara Tetsuo. The ad includes the title, author's name (元東京高等裁判所判事 竹田 稔), a '好評' (Good Review) badge, and a list of contents such as 'プライバシー侵害関連の民事判例の軌跡' and 'プライバシー侵害に関する民事法上の諸問題'. It also features the publisher's name '判例時報社' and contact information.